

令和元年6月7日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K04026

研究課題名(和文) リスクと「無知」の社会理論のための基盤研究 東日本大震災後の社会学の新たな課題

研究課題名(英文) The fundamental research for the social theory of risk and "non-knowing": New challenges for sociology after the Great East Japan Earthquake

研究代表者

小松 丈晃 (Takeaki, Komatsu)

東北大学・文学研究科・教授

研究者番号：90302067

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、東日本大震災後の状況を念頭におきながら、無知の社会学の基本的視座を構築することである。無知の社会学のための基礎的枠組みとしてはベックらによる無知概念の三次元論が幅広く用いることのできる有益な提案であると言える。このうち意図的次元は、戦略的無知と深く関係しているが、本研究ではこの戦略的無知論に基づきながら、震災後の動きについて分析を行い、政治的・経済的根拠により「無知」が「構築」されていくさまを明らかにした。さらに無知をめぐる争いとも言いうる状況を念頭におくと、リスクの「区別」に基づくリスクガバナンス論も、誰がいかにしてこの区別を行うのかに関する十分な検討が必要である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

東日本大震災以後頻々と語られた「想定外」の問題にいか接近するかは、学術的にもまた社会的にも不可欠の課題であるにもかかわらず、これまで社会学では十分に取り組みられてこなかった。本研究は「無知」という不在の対象に接近するための視座を切り拓くという独創性を有する。またこの作業は、社会学の学説史研究にも大きな貢献をなすものも期待できる。無知概念を軸にした社会学史の整理・総括は従来殆ど試みられてこなかった。さらに本研究では、無知の問題を視野に入れつつリスクガバナンス論の検討も行ったが、これは3.11以後のリスクガバナンスの枠組みを構想するための基礎的作業という意味で社会的に意義あるものといえる。

研究成果の概要(英文)：The aim of this study is to develop the fundamental perspective on the sociology of non-knowing or ignorance while taking into account of the Great East Japan Earthquake. First, it can be said that the theory of sociological non-knowing suggested by U.Beck&P.Webling who distinguish three dimensions of ignorance(epistemic/ temporal/ intentionality) is very useful for analysing the post-disaster situation of 3.11 Japan. The dimension of intentionality of non-knowing relates to the concept of "strategic ignorance". This concept reveals that the unknown has been socially contrusted according to the political or economical reason. And if we must take into account of the situation called "the conflict over ignorance", the risk governance framework which distinguishes four risk classes(simple /complex /uncertain/ ambiguity) need to be examined carefully whether it can fully consider who are distinguishing these risk classes and why.

研究分野：社会学

キーワード：無知 想定外 リスク 社会システム論 ガバナンス

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究関心上の背景

筆者は、90年代末より、主としてN.ルーマンの社会システム理論の機能分化論や組織論を掘り下げる作業をする傍らで、これを援用しながら、社会学的な観点でのリスク論の彫琢に取り組み、2011年以降は東日本大震災を念頭に、リスクや不確実性に関する理論・学説の整理をしつつ、機能システムや組織システムのリスク対応の課題や、リスク社会の中での「信頼」の意味の探求、といった作業に従事し、また、現代的なリスクを、多様なリスクが(ときにはグローバルに)連動し予測しえない複合的な結果を生み出す「システムック・リスク」として特徴づけ、各リスクへの単体的な対応の限界を指摘してきた。さらに、これらの知見を踏まえながら、東日本大震災以後の日本社会におけるリスクガバナンスのあり方を社会学の観点から模索していたが、しかし、《3.11》以後の「リスクガバナンス」を構想していくさいには、「無知(non-knowing, Nichtwissen)」という、これまで社会学では十分に論じられてこなかった問題を避けて通れない。「ガバメントからガバナンスへの移行」という一般的な統治構造の変化に対応して、リスク規制の脈絡でも「リスクガバナンス」の必要性について語られるようになったが、その背景には、現代的なリスクの規制にさいして、未知・無知の部分を多く抱えざるをえず、多様な専門家・多様な非専門家が参加・協調・対抗しあいながら問題解決を目指す必要があるという問題関心が存在していた。またこのリスクガバナンスを難しくしてしまう原因も、この「無知」の問題にある。「無知」の問題(の、とくに社会的・政治的側面)を社会的に分析していくための理論的視座を作り出していくことは、喫緊の課題であったし、現在でもそうである。東日本大震災およびそれ以後の被災地の状況を見据えつつ「リスクガバナンス」を構想するために、無知に関する社会学的研究を展開していくための基本的な視座を構築する必要がある。

(2) 研究開始当初の、関連する研究の動向

もっとも、これまでの社会学も「潜在性(latency)」あるいは「潜在的機能」などの概念によって「無知」を古くから取り上げてきたし、現象学的社会学でも「無知」は重要なテーマであった。これらの伝統的な社会学の学説は多くの示唆を与えてくれるものの、東日本大震災後の「無知」の問題を十分に扱いきれるものとは言えない面を持つ。

社会学の枠を超えた学際的な研究としてBoesch, et al., 2004やEngel, et al., 2002などがあつたし、哲学的考察としてはN. レッシャーのそれが比較的知られていた(Rescher, 2009)が、社会学では、このテーマに関して積極的に議論を展開しているのは、「リスク社会論」的な研究グループ(U.ベック、P.ヴェーリングら)と「社会システム理論」に依拠する研究グループ(N.ルーマン、K.P.ヤップら)だが、この両者は「構築主義」に対してどのような立ち位置をとるかをめぐって対立し、これらを調停した上に展望できる立論が必要である。

2. 研究の目的

以上より、本研究の目的は次のとおりである。

(1) 東日本大震災後のリスクガバナンスの制度設計を模索するために、「無知の社会学」のための理論的視座をとりわけリスク社会論ならびに社会システム理論を基軸にしながらか構築すること、である。

(2) またそのために、震災後の状況を「無知をめぐる争い」として特徴づけた上で、「無知」を明示的な研究対象に据えた社会学の学説を掘り起こしつつ整理し、無知の「政治性」と無知の「構築」的性格(ならびにそれが孕む問題点)を的確に把握しうるような理論枠組みを構築し、対象となる問題領域ごとの「無知」の扱われ方の差異も明らかにする。

以上の作業を通して、震災以後の新たな社会学の課題として、社会学の無知学(sociological agnology)の確立を目指す。

3. 研究の方法

(1) 研究方法としては、まず、学説史研究の方法に則りながら、社会学史を振り返り、「無知」研究にとって参照すべき論脈を探り出す。とりわけR.K. マートンをはじめとして機能主義の伝統や現象学的社会学などに注目する。また、自覚的にこのテーマに取り組んだベックおよびルーマンがあり、それぞれ二人の理論を下敷きにしながらか独自の研究を進めている論者として、P.ヴェーリングやK.P.ヤップが参照に値するので、これらの議論を丁寧に検討する。

(2) また、東日本大震災後の「無知をめぐる争い」でも言うべき状況を念頭におきながら、無知の「政治性」あるいは「構築性」とその問題を浮き彫りにするために、社会学内外の「無知研究 ignorance studies」と称される動向を幅広くサーベイする。震災以後、発電所の耐震性や津波の被災想定等々に関連して喧伝された「想定外」という言葉に象徴されるように、「知らない」ことは、現代社会にとって重要なキーワードの一つであるが、しかしここで問題となっているのは、無知と知の単純な対比ではなく、むしろ、無知が社会的に構築され、それが戦略的に活用されているという事態なので、社会構築主義の知見も援用しつつ、この点を浮き彫りにできる理論的視座を模索する。

4. 研究成果

(1) 社会学史の中の「無知」

無知に関しては、社会学の中では「知」と比較すると、これまで十分には扱われてこなかったとはいえ、社会学史を振り返ってみたとき、これに関連した議論が、もとより皆無というわけではない。たとえば、筆者が【業績〔雑誌論文〕】で詳述したように、社会学的機能主義の伝統は、後述する無知の「効用」あるいはその「順機能」にすでに注目していた。R.K. マートンは、かつて、顕在的機能の背後にあって（当事者にとって）潜在的(latent)な（＝無知な）（順）機能について指摘した。マートンの場合、周知のとおり、当該「機能」は、「雨乞いの儀式」における集団の同一性の強化がそうであるように）当事者にとって無知（「潜在的」）であるがゆえに、それとして機能する。マートンはその後、同じ「無知」でも脈絡が異なるが、科学的営為を念頭におきながら「特定化された無知(specified ignorance)」の意味についても論じている。

また、1940年代末に、W.E. ムーアとM.M. トゥーミンは、無知を、社会組織一般にとって不可避の内在的な構成要素として扱い、社会構造・行為における無知の「機能」に関する分析を行っている。彼らによれば、特権的地位の保持、（社会的・経済的条件に対する無知による）「公正な競争」という観念の保護・維持、あるいは、ステレオタイプの維持、など五つの「無知の機能」が挙げられる。L. シュナイダーもまた、機能分析を援用しながら、「連帯」のような（当事者にとっては潜在的な）「目標」が、いわば「回り道」を経て達成されるさいに、当事者自身が意識的に（＝顕在的に）追求している直接的対象の「魅力」（「媒介物」の「魅力」）が重要な役割を果たす、という観点を出発点にして、「無知(ignorance)」が順機能となるための条件について考察を展開していた。

さらに、このような、潜在性の順機能という観点からすれば、H. ポーピッツの有名な「無知の予防効果」に関する（監視社会論の観点からも含蓄のある）議論も重要である。ポーピッツは、『無知の予防効果について』と題する著作の中で、刑法の事例をもとにしつつ、法的規制はつねにある程度の「潜在性」（つまり「暗数」）を前提にしており、（監視国家がそうであるように）あらゆる行動を逸脱か否かという観点のもとで吟味するという完全な「行動の透明性」のもとでは、社会規範の正当性がむしろ掘り崩されてしまう、と論じ、規範体系の「潜在性」（無知）による保護の必要について、指摘した。

これらの先駆的な業績は散発的なものに終わったが、しかしこれらの学説は、無知とは決して「知」よりも「劣る」もの、克服されるべき否定的状態としてのみ特徴づけられるべきものではなく、何らかの「効用」をすら有していることを示唆する点で、後述する（そして本研究で特に注目する）戦略的無知にも関わる重要な論点が提示されていたといえるだろう。

以上については、【業績〔雑誌論文〕】において論じた。

（2）現在の「無知」研究の動向と戦略的無知論

こうした無知の「効用」に着目する近年の研究動向としては、おおよそ（網羅的とはいえなものの）以下の5つを挙げることができる（この点については、Wehling 2015を参照。また同じく【業績〔雑誌論文〕】で詳述している）。まず、知識や情報の過多に対する反作用として「無知」の効用を説く動向である。たとえば、情報技術の進展を背景に、個人や組織へのこうした過剰負担を回避するために、何を知る必要がないかを知る能力としての「ポジティブな無知」などを議論する研究、また、知識獲得にはさまざまなコストがかかることから、個々人の（政治的・経済的・個人的）目標達成からみて、知識獲得の「効用」とそれを獲得するための「コスト」との関係を問題にし、後者が前者を上回るならば、無知あるいは知ろうとしない姿勢にも一定程度の「合理性」があると説く（経済学では周知のB. キャプランあるいはI. ソミンのいう）「合理的無知」論などが挙げられる。もう一つは、特定の知識による侵害やストレスから守るための無知に注目する研究動向である。特定の知識内容により当事者が不安を感じたり感情的に傷つく可能性がある場合、積極的に「知る」ことを回避すべきとされる。80年代以降の遺伝子技術や情報技術の進展を背景にした「知らないでいる権利」「忘れられる権利」に関する議論がその典型である。第三に、「書いた、応募した、投票した、等などの行為主体は誰か」「本物かどうか」といった日常的知識がもたらすネガティブな効果に着目し、無知の効用を説く議論である。たとえば医薬品の検査における「二重盲検法」、学術論文のピアレビューにおける匿名性保持などの事例や、秘密投票、通信の秘密、守秘義務、ジャーナリストの取材源秘匿のような制度、あるいは企業の採用面接のさい、採用可否判断の条件ではない諸項目（人種や性別、出身国、宗教、身体障害の有無、家系など）は質問しないといった規範に関する議論が挙げられる。第四に、他者との関係における無知の効用を論じる研究である。信頼論では、信頼は「知と無知の中間状態」と定義されるが（例、G. ジンメル）、一般に、他者を信頼している（と称する）者が、その他者の言動を徹底的に別の情報源に基づいて吟味してその言動の信頼性を確かめようとすると、かえって信頼関係が崩壊するように、他者についてのある程度の「無知」を前提としてはじめて信頼は成立する。第五に、戦略的無知(strategic ignorance)と呼ばれうる研究動向であり、これらは、意図的な無知の産出・維持・利用、あるいは不都合な情報を故意に不明瞭にする実践に着目する。

戦略的無知が活用される例は、筆者が、地震学を参照しつつ【業績〔雑誌論文〕】において述べたように、東日本大震災後の中央防災会議の中のワーキンググループにおいて典型的なカタチで見いだせる。中央防災会議は、震災後に、今後最大クラスの巨大な地震・津波を想定するという方針のもとで、2012年に、「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」と「首都直下地震モデル検討会」を設置するが、後者は、2013年12月に出した最終報告書において、

相模トラフ沿いの最大クラスの地震についての震度分布や津波の高さを推計した。しかし前者のWGでは、同じ時期に提出した最終報告で、首都直下のM7クラスの地震は「30年間に70%の確率で発生」とし、これを防災対策の主眼にしたが、他方で、相模トラフ沿いのM8クラスの地震（大正関東地震タイプの地震）は、地震学の知見に基づく科学的理由によってではなく、主に「経済的」理由により、「当面発生する可能性は低い」として想定から外し、防災対策の対象にしないことにした。科学的には「相模トラフでの最大クラスの地震」が知られているにもかかわらず、（科学「外」的な理由により）意図的に「ない」ことにされてしまった、といえる（参考文献等詳細は【業績〔雑誌論文〕】を参照）。「政治」や「経済」の領域においては、「無知」あるいは「忘れてもらうこと」が、その目的を追求するにあたってむしろ「有益」な資源となりうるという一例である。

一般に「無知」は、知識の獲得に失敗しているといったネガティブな意味合いで語られるが、特定の組織の、つまりある種の知識を「不都合だ」と見なす組織にとっては、その知識を保持しないこと・棄却できることは、それ自体、獲得されるべき「成果」だといえる。

（3）無知研究のための基礎的枠組みの検討

本研究では、以上の無知研究の動向を踏まえ、また、東日本大震災後の「無知をめぐる争い」とでも言うべき状況を分析しうる、基本的な分析枠組みとしてどのようなものが構想しうるかについて、検討を行ってきた（【業績〔雑誌論文〕】など）。本研究では、無知の定義や評価をめぐる議論の展開状況を俯瞰する上で広く利用しうる枠組みの基本形として、U.ベックとP.ヴェーリングによる「無知の三次元」論が、きわめて有用であることを示してきた。彼らによれば、「無知」概念における次の三つの次元が区別される。無知の認知的次元、無知の時間的次元、無知の意図性の社会的次元である。「認知的次元」とは、無知であることを「知っている」のか「知らない」のか、すなわち無知の知/無知の無知の区別にかかわる次元であり、「時間的次元」は、時がたてば無知は知へとやがて転換されるのか、それともそうではないのかという問いにかかわる。いまは「暫定的」に知らないだけであっていずれ（科学的知見が蓄積されれば）知へといたりうるのかどうか、が問題となる次元である。第三の、無知の「意図性の次元」は、無知が、個人・社会集団・組織の意図的な行為あるいは不作為に帰属されるとき、この次元での無知が問題となっているといえる。たとえば、まったく無意図的で「避けられない」無知としてではなく、ある行為者による知の「意図的な拒絶」として観察される場合がそうである。もちろん、自分の側の意図的な無知を問題にすることもできるし、（情報の隠蔽や選択的提供、検閲などをとおして）他者が無知である状態を意図的に作り出す場合もありえる。ただし、ベックらがここで問題にしているのは、実際にそうした「意図」を明示的に有していたのかどうかというよりも、観察の結果としてある個人や集団・組織に「意図性」が帰属されるプロセスである。

これらの三つの次元は、互いに重なり合いながら、無知をめぐる複雑な議論状況を構成している、と見ることができる。上記の「戦略的無知」は、特定の目的を達成したり自己の利害を追求するために、意図的・戦略的に無知が利用されることを言い表す概念であり、その意味では、主として、この三つの次元のうちの「意図性」の次元に相当するが、顕在的に表明されている無知という意味では認知的次元や、「意図性」を隠蔽するために、「そもそも（当時は）想定すらできず、それ以上知の獲得のための追求はできなかった」といった弁明もなされうるのであれば、時間的次元も関わってくる。

こうした無知の問題を分析するための枠組みを、彼らの議論を下敷きにししながら、さらに彫琢していくことが求められるだろう。

（4）リスクガバナンスの枠組みに向けて

冒頭で述べたとおり、東日本大震災後の「リスクガバナンス」のための制度設計を構想するには、以上、本研究で明らかにしてきたような無知の政治性や「構築」というテーマを避けて通ることはできない。したがって上記のベックらも論じていたような「無知をめぐる争い」の状況を視野に入れたものでなくてはならない。このような観点からすると、現在、世界的に注目されているリスクガバナンスのフレームワークにも課題が残ると言わざるを得ない。

筆者は、【業績の〔図書〕】において、オートウィン・レンならびに国際リスクガバナンス評議会（IRGC）の議論を、東日本大震災後の状況も念頭におきながら、批判的に検討する作業をも行った。彼らの提言は、どのような種類のリスクなのかに応じて、リスク規制のあり様を変化させるべきであるという前提のもとで「リスクガバナンス(risk governance)」のフレームワークを構想したものであり、世界的に注目されている。レンらによれば、リスクは、「単純な(simple)リスク」(複雑性・不確実性・多義性のほとんどないリスクで、専門家からの議論で処理可能)、「複雑な(complex)リスク」(多数の因子が関係するなどして因果関係の定量的表現が困難だが精巧なモデル化や情報収集により縮減可能なリスク)、「不確実な(uncertain)リスク」(過去のデータが少ない、偶発性に左右されうるなどの理由で、有害事象の確率や有害事象の具体的様相が精確に記述できないケースであり、産業界等の利害関係者の関与が必要)、「多義的な(ambiguous)リスク」(当該事象に関する価値評価や解釈が立場によって異なり、「正当」な解釈や価値評価が複数ありうるケースで、一般公衆まで含めた幅広い熟議が必要)が区別され、こうしたリスクの種類に応じて、参加型・熟議型か、それとも専門家からの議論で十分なのか、処理の方法を使い分けるべきだ、とされる。だが、機能分化論や、科学とその他の領域（たとえば政治）との境界設定、すなわちバウンダリー・ワーク(T.ギャリン)の議論に照らしてみ

た場合、こうした「リスクの種類」の区別を、誰がいかに行っているのかにまで注目しなければ、この枠組み自体が、恣意的に活用され、たとえば、本来は熟議型で行うべき（不確実・多義的な）リスクを、（科学的論議のみで処理可能な）単純なリスクとして取り扱われてしまう可能性を、払拭できない。

たとえば、レンらによる「複雑なリスク」は、さらなる情報や知見を集めればいずれは明晰な定量的表現が可能になる、という含みを持っている。これは、U.ベックらの言い方を借りれば、「無知の時間化」、すなわち「いま知らないことがあっても科学の発展によっていずれは解明されるはずであり、何事も無知のままにとどまることはない」という無知のさまざまな「定義」あるいは「解釈」の一つであり、低線量被曝の健康影響に関する「閾値」をめぐる議論が示しているとおりに、この定義自体、こんにちでは議論対象の一つである。したがって、「無知をめぐる争い」が見いだせる状況下では、「無知は時間的に限定的で暫定的なもの」という解釈が相対化される場面は数多く存在し、レンらのいう「複雑なリスク」か（＝暫定的な無知か）/そうでないか、という区別そのものが議論の対象となりうる。

もっとも、レンらは、こうした区別あるいはリスクの腑分けを行う場として「設計討論」の必要性にも言及しているが、だとすると、リスク処理の過程で、こうした設計討論にどれだけ柔軟に立ち回り区別自体の再検討がなされうるか、つまり「可逆性」をいかにこのプロセスの中に組み込みうるか、が、リスクガバナンスのフレームワークを構想していくうえで、重要になるだろう。無知研究を踏まえた上でのリスクガバナンスの枠組みの構想は、今後の研究の掘り下げにとって重要な課題である。

（6）今後の研究への展望

本研究では、以上のように、東日本大震災後の「無知をめぐる争い」でも言うべき状況を念頭におきながら、社会学および社会学以外の多様な「無知」研究を整理・総括し、無知の「構築」の性質や無知の「政治性」を視野に入れるための無知研究の理論的基礎を固める作業を行い、一定の見通しを得ることができた。

今後、このテーマをさらに展開させるうえで重要になるのは、組織論的観点のさらなる掘り下げと、リスクや被害可能性等に関する知が「無知」へと変換されていくプロセスを詳細に跡づけること、であるだろう。前者については、（筆者がこれまでの取り組んできた）社会システム理論による組織論やそれと親和性のある新制度派組織論の知見が有益であると思われる。また後者については、「リスクの社会的増幅／減衰フレームワーク（Social Amplification/Attenuation of Risk Framework; SARF）」と呼ばれる議論が重要であろう。この SARF は、R.カスパーソンやP.スロヴィック、O.レンらにより、80年代末以降に、ユッカマウンテンの高レベル放射性廃棄物処分施設の建設問題等をきっかけに彫琢されてきた学際的研究による理論枠組みであるが、ある特定のリスク事象が、多様なアクターに媒介されることで増幅あるいは減衰させられていくその過程を経験的に明らかにするためのモデルである。これまでこの枠組みに基づく経験的研究は、主として「増幅」のほうに比較的力点があったが、無知研究の観点からすると、とくに重要なのは、むしろ、リスクの「減衰」、すなわち本来取り組まれるべき重要なリスク事象が「ない」ものとされていく過程である。経験的研究も豊富に積み重ねられてきたこの枠組みは、無知研究の欠を補い、無知の「構築」の過程を解明するための理論枠組みとしてきわめて有効であると思われる。他方で、この SARF は、カスパーソンがみずから述べているように、「組織論」的な視点が相対的に弱い、という短所を有している。筆者もこれまで取り組んできた新制度派の議論や社会システム理論を SARF の議論に接続させることで、より豊穡な無知研究へと道を開くことができるだろう。

<引用文献>

- Boesch, S., M. Schneider, A. Lerf, hrsg., 2004, *Handeln Trotz Nichtwissen*, Campus
Engel, C., J. Halfmann, M. Schulte, hrsg., 2002, *Wissen- Nichtwissen- Unsicheres Wissen*, Nomos
Rescher, N., 2009, *Ignorance*, University of Pittsburgh Press
Wehling, P., hrsg., 2015, *Vom Nutzen des Nichtwissens: Sozial- und kulturwissenschaftliche Perspektiven*, transkript

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計5件)

小松丈晃, 2018年, 「社会システム理論による「社会」概念と機能分化」『社会学史研究』40号, 33-52頁

小松丈晃, 2017年, 「<無知>の社会学 無知の戦略的利用について」『現代思想』3月号, 220-232頁

小松丈晃, 2017年, 「地震リスクと二つの不確実性」、高橋誠・室井研二編『巨大地震災害の国際比較研究書- 2』名古屋大学大学院環境学研究科, 1-12頁

小松丈晃, 2016年, 「U.ベックの「無知」の社会学 「戦略的無知」論に向けての展開可

能性」『社会学研究』98号.91-114頁

小松丈晃,2016年,「ウルリッヒ・ベックの社会理論」に寄せて」『社会学研究』98号、1-8頁

〔学会発表〕(計2件)

小松丈晃「社会システム論による「社会」概念と機能分化」、日本社会学史学会第55回大会(シンポジウム「社会学理論の最前線 社会」での招待報告)、2017年6月、於:広島大学

小松丈晃「地震リスクと二つの不確実性」、名古屋大学環境学研究科主催公開ワークショップ「リスクをめぐる地震学×社会学」、2016年8月、於:名古屋大学

〔図書〕(計2件)

小松丈晃、2017、「第3章 リスク・ガバナンスのフレームワークとその課題」、正村俊之編『ガバナンスとリスクの社会理論 機能分化論の視座から』勁草書房、71-108頁。

小松丈晃、2016年、「第14章 自己組織性とリスク・信頼」、遠藤薫・佐藤嘉倫・今田高俊編著『社会理論の再興:社会システム論と再帰的自己組織性を超えて』ミネルヴァ書房、307-329頁。

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

【書評】

小松丈晃、2017年、「齋藤吉雄著『応用社会学原論 現代社会学と社会調査はどのように役立つか』」『社会学研究』99号、207-214頁。

小松丈晃、2017年、「伊藤美登里著『ウルリッヒ・ベックの社会理論 リスク社会を生きるということ』」『図書新聞』3327号、5面

【事典項目】

小松丈晃、2017年、「リスク・スタディーズ」、『コミュニティ事典』(春風社、924-925頁)

小松丈晃、2017年、「リスク」、『社会学理論応用事典』(丸善出版、212-213頁)

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名:

ローマ字氏名:

所属研究機関名:

部局名:

職名:

研究者番号(8桁):

(2)研究協力者

研究協力者氏名:

ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。